

第14期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 事業報告
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

第14期（2020年12月1日から2021年11月30日まで）

クックビズ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://cookbiz.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役は、会社経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
 - (b) 取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令および定款に適合することを確保する。代表取締役社長は、法令もしくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議および社内規則に従い業務を執行する。
 - (c) 取締役を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業理念の他、コンプライアンス規程を制定し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。また、役職員に対して、重大な不祥事・事故について速やかに周知する他、必要な教育を実施する。
 - (d) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
 - (e) 使用人が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業倫理の他、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス規程に違反する行為を未然に防ぐため、通報窓口を設ける。
 - (f) 適宜コンプライアンス研修を実施し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令および社内規則に則り作成、保存、管理する。
 - (b) 「取締役会」「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。組織としてコンプライアンス委員会および内部監査室（現：内部監査グループ）を設置し、リスクの状況把握・監視を行い、取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告する。会社に発生した、又は発生する恐れのあるリスクを発見した役職員が連絡できる窓口を設ける。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
 - (b) 取締役会は、中期経営計画を設定し、代表取締役社長、取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
 - (c) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の業務が適切に行われるよう対応することとする。
- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当該使用人の任命・評価・異動については、監査役の意見を尊重して行う。
 - (b) 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
 - (c) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
 - (b) 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、速やかに監査役に報告する。
- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス規程」に基づき、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないように、規程等を整備する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、監査上の重要課題について意思疎通を行うものとする。
 - (b) 監査役は、必要に応じて会計監査人等外部の専門家と意見および情報の交換を行うことができるものとする。
 - (c) 監査役は、内部監査室（現：内部監査グループ）と相互連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役職務執行について

取締役会規程や社内規程に基づき、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度においては、取締役会を17回開催し、各議案においての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、常勤取締役、執行役員、事業部長及び常勤監査役で構成された経営会議を毎月1回以上、開催しております。経営会議は、各部門間における情報共有及び意見交換の場として機能し、活発な議論を行っております。経営会議の内容は取締役会に共有しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度においては、監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等、重要な会議への出席や、代表取締役社長、会計監査人並びに内部監査室（現：内部監査グループ）との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況の確認をしております。

③ リスク管理体制について

当社は、持続的な成長を確保するためにリスク管理規程を定め、経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し、ステークホルダーを含む社会や当社の経営への影響を最小限に留めることを行動の基本としております。経営管理部（現：コーポレート本部）が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことや、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、想定されるリスクを洗い出し、それぞれのリスクの経済的損失・人的損失や社会的信用低下など影響力と発生頻度を評価し、対策に反映させております。

④ コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンス規程を定め、取締役及び従業員全員がコンプライアンスの担い手として、当社行動指針に則りコンプライアンスの推進に取り組んでおります。また、これらの者がコンプライアンスを実践する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を定期的実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図っております。コンプライアンス推進のために、コンプライアンス担当責任者を定め、コンプライアンス委員会を組織し、運営を行っております。法令や社内規程等に違反する行為、又はその恐れのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、内部通報窓口を設置し、窓口として業務執行者でない常勤監査役及び外部窓口として顧問弁護士を設定しており、社内外の報告・通報・相談を受け付けております。同時に、顧客や求職者情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、個人情報保護規程を定めプライバシーマークを取得しております。内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程を定め被監査部門とは独立した内部監査室（現：内部監査グループ）を設置しております。内部監査室（現：内部監査グループ）は年度ごとに策定する内部監査方針及び内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示しております。内部監査結果及び改善状況等を定期的に代表取締役社長に報告しております。

株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	481,248	474,248	474,248	△181,081	△181,081	△126	774,288	-	774,288
当 期 変 動 額									
新株の発行	37,485	37,485	37,485				74,970		74,970
新株の発行 (新株予約権 の行使)	166,120	166,120	166,120				332,240	△2,100	330,140
当期純損失(△)				△422,706	△422,706		△422,706		△422,706
自己株式の取得						△36	△36		△36
新株予約権 の発行								2,870	2,870
当期変動額合計	203,605	203,605	203,605	△422,706	△422,706	△36	△15,533	770	△14,763
当 期 末 残 高	684,853	677,853	677,853	△603,788	△603,788	△163	758,755	770	759,525

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下になります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	4年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下になります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	社内における利用期間(主として5年)

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 返金引当金

人材紹介事業における紹介手数料の将来の返金に備えるために、将来発生すると見込まれる返金見込額を計上しております。

④ 事業構造改善引当金

事業構造改善のための施策にともなう支出に備えるために、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「その他」に含めて表示していた「営業外収益」の「利子補給金」及び「備品売却収入」は、金額的に重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

また、前事業年度において独立掲記していた「営業外収益」の「セミナー収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社は、拠点の縮小及び移転に伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、解約予定日までの期間で減価償却が完了するよう第2四半期会計期間より耐用年数を変更しております。

この結果、従来の方と比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ3,841千円増加しております。

4. 追加情報に関する注記

(COVID-19の感染拡大にともなう会計上の見積りについて)

COVID-19の感染拡大の影響により、売上高が大幅に落ち込んだ結果、当事業年度における営業損失は338,705千円（前事業年度は615,048千円の営業損失）となっております。

当社は、COVID-19の収束時期が見通せず、かつ、その影響の長期化が見込まれる現状の下、現時点において売上高は緩やかに回復していくと想定してはいるものの、2022年11月期中においても影響が継続することを見込んでおります。一方で、コスト削減や投資の選択と集中などの施策による営業費用の抑制を一定期間継続するため、営業損益については売上高の回復に先行して回復することを見込んでおります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 44,072千円

(2) 有形固定資産の減損損失累計額
減価償却累計額に含めて表示しております。

(3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当事業年度末 (2021年11月30日)
当座貸越契約及びコミットメントラインの総額	550,000千円
借入実行残高	550,000千円
差引額	—

財務制限条項

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額のうち、コミットメントライン契約（当事業年度期末借入残高300,000千円）には、財務制限条項が付されており、2021年11月期以降、経常損失を2期連続赤字計上した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 利子補給金

利子補給金は、金融機関から利子補給制度を含めた借入を行ったことにより発生したものであります。

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
大阪府大阪市 他	共用資産 (本社、営業拠点)	建物	54,381
		工具、器具及び備品	4,303
		ソフトウェア	25,929
		商標権	1,963

当社は拠点の縮小及び移転にともない、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、解約予定日までの期間で減価償却が完了するよう第2四半期会計期間より耐用年数を変更しております。これにともない、共用資産を含む大きな単位で回収可能性が帳簿価額を下回ることになったため、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、86,577千円を減損損失として計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 2,632,691株 |
| (変動事由の概況) | |
| 新株予約権の行使による新株式の発行 | 313,000株 |
| 第三者割当による新株発行 | 70,000株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 5,812株 |
| (3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 196,550株 |

8. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 主に、人材紹介事業及び求人広告事業を行うために必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については銀行からの借入又は第三者割当増資による調達を行う方針であります。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 営業債権である売掛金、及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金は建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、全てが1年以内の支払期日であります。
- 借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後15年であります。借入金については、金利の変動リスクに晒されております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- 当社は、営業債権である売掛金、及び未収入金について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことでリスクの軽減を図っております。また、敷金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。
- 営業債務である未払金について、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。また、借入金については、定期的に残高と金利の動向を把握し、必要に応じて資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年11月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,949,519	1,949,519	—
② 売掛金	90,509	90,509	—
貸倒引当金(*)	△1,884	△1,884	—
	88,624	88,624	—
③ 未収入金	36,657	36,657	—
④ 敷金	73,260	73,328	67
資産計	2,148,063	2,148,131	67
⑤ 短期借入金	650,000	650,000	—
⑥ 未払金	78,265	78,265	—
⑦ 長期借入金	500,000	500,000	—
負債計	1,228,265	1,228,265	—

(*)売掛金に係る貸倒引当金を控除しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 敷金

建物の賃貸借契約時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

(負債)

⑤ 短期借入金、⑥ 未払金

すべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

すべて1年超で決済されるものであり、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。当事業年度末における時価につきましては、期末日直近の借入れであり、当社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価と帳簿価額が近似値であることから、当該帳簿価額によっております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	263,122千円
賞与引当金	10,753千円
減損損失	15,688千円
返金引当金	1,020千円
資産除去債務	4,429千円
株式報酬費用	8,586千円
その他	4,148千円
繰延税金資産小計	307,749千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△263,122千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△41,611千円
評価性引当額小計	△304,734千円
繰延税金資産合計	3,015千円
繰延税金負債との相殺	△3,015千円
繰延税金負債の純額	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	3,015千円
繰延税金負債合計	3,015千円
繰延税金資産との相殺	△3,015千円
繰延税金負債の純額	－千円

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 288円84銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △183円02銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(税制適格ストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2021年11月26日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2021年12月23日付で割当を行いました。

- 新株予約権の割当対象者、人数及び割当数
当社取締役2名(150個)
当社執行役員2名(200個)
当社従業員10名(280個)
- 新株予約権の総数
630個
- 新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式63,000株
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たり権利行使価額137,700円
- 割当日
2021年12月23日

12. その他の注記

該当事項はありません。